

令和6年度放課後児童クラブ実施要領（冬季休業期間中）

1 内容

放課後児童クラブでは、労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、専任の指導員が家庭に代わり保育、育成するものです。

発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、児童の安全と健全な育成を目指しています。

2 開設場所

下田小学校放課後児童クラブ、稲生沢小学校放課後児童クラブ、浜崎小学校放課後児童クラブ
稲梓小学校放課後児童クラブ、白浜小学校放課後児童クラブ

※朝日地区放課後児童クラブは、通年利用者のみでの冬季保育の実施となります。

3 対象期間

(1) 対象日 令和6年12月20日（金）から令和7年1月7日（火）まで

【日曜日、祝日・令和6年12月29日（日）から令和7年1月3日（金）を除く】

※終業式後、始業式後も冬季休業期間に含まれます。

◎土曜日：開設

※土曜日は集約保育を実施します。未開設クラブの方は、開設クラブへの送迎をお願いします。

開設クラブ（対象小学校）

○下田小学校放課後児童クラブ（下田小・浜崎小・白浜小）

○稲生沢小学校放課後児童クラブ（稲生沢小・稲梓小）

○朝日地区放課後児童クラブ（朝日小・大賀茂小）

◎日曜、祝日、年末年始：休室

(2) 開設時間 ①終業式・始業式後から17時30分まで

②8時30分から17時30分まで

※保護者の就労時間の関係で開設時間内に保護者による送迎が困難である場合に限り、8時00分から18時00分まで受け入れを行います。

4 対象児童

入室できる児童は、下田市立小学校に在学している1年生から6年生までの

「昼間保護者のいない家庭の児童」等を対象にしています。具体的には次の基準があります。

(ア) 昼間共働きをしている

(イ) 家庭にいたるが、昼間自営業等の労働を常態としている

(ウ) 母子、父子家庭又はこれに準ずる家庭で昼間労働を常態としている

(エ) 保護者が長期療養をしている

(オ) その他、市長が保護、指導の必要を認めた児童

(裏面へつづく)

5 負担金

保育料・会費・保険料は、以下のとおりです。

| | | 保 育 料 | 会 費 | 保 険 料 |
|---|----------------------------|--------|------|-------|
| ① | 1～6年生 | 2,400円 | 600円 | 270円 |
| ② | 1～6年生（兄弟姉妹2人目） | 1,200円 | 600円 | 270円 |
| ③ | 1～6年生（兄弟姉妹3人目以降） | 0円 | 600円 | 270円 |
| ④ | 1～6年生（児童扶養手当受給世帯） | 1,200円 | 600円 | 270円 |
| ⑤ | 1～6年生（児童扶養手当受給世帯かつ兄弟姉妹2人目） | 600円 | 600円 | 270円 |
| ⑥ | 1～6年生（生活保護受給世帯） | 0円 | 600円 | 270円 |

※冬季期間中は、日にち指定での受付は行いません

※入室決定後の保育料の返金はできません

○ここでいう兄弟姉妹とは、保護者が養育する満18歳未満の児童

（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものを含む）のことをいいます。

○表②～⑥の軽減措置は、下田市内に居所を有する方が対象となります。

○表②～⑥に該当する場合は、別途「放課後児童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要になります。※LOGOフォームへ申請していただくことで申請は完了します。

6 納入方法

保育料は、市が発行する納付書により市または下田市指定金融機関へ納付してください。

会費・保険料は、直接児童クラブでの集金となります。利用する初日に指導員へお支払ください。

○下田市公金取扱金融機関等（本・支店）

下田市役所 下田市教育委員会 スルガ銀行 静岡銀行 静岡中央銀行 三島信用金庫
静岡県労働金庫 富士伊豆農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会（静岡県内のみ）

7 注意事項（重要）

●入室児童が、怪我や体調が悪くなった場合は保護者に連絡いたします。

●欠席する場合は保護者が必ず連絡してください。

●送迎は必ず保護者自身が行ってください。（時間厳守でお願いします）代理による送迎は保護者が児童クラブに連絡してください。

●入室児童は、クラブ用の教室や運動場で遊ぶ以外、学校施設へ立ち入らないようにします。

●毎日お弁当と水筒を持参してください。

●大雨等の荒天時は、休室や早めのお迎えをお願いする場合があります。緊急時の連絡は、一斉メール配信 <すぐー>で行います。入室決定時に登録用紙を配布しますので登録をお願いします。

●申込内容に変更が生じる場合は、教育委員会へ必ずご連絡ください。

【問い合わせ先】下田市教育委員会 学校教育課 こども育成係 TEL 0558-23-3929